



高齢者世帯などの雪に関する各種制度をご紹介します。

## 高齢者世帯などの屋根の雪下ろし費用を助成します

**助成額** 屋根の雪下ろしにかかった費用の2分の1  
(上限額1シーズン25,000円/上限額に達するまで申請可能)

**助成対象** ※年齢は令和6年3月31日現在  
原則として次の①～③の要件全てに該当するかた

- ① **いずれかの要件に該当する世帯**
- ・65歳以上のかたの世帯
  - ・身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたの世帯
  - ・子どもが18歳以下の母子世帯

- ②市内に住所を有し、一戸建て住宅(自己所有)に居住  
③同一建物の居住者全員が令和5年度住民税非課税

**助成対象外**

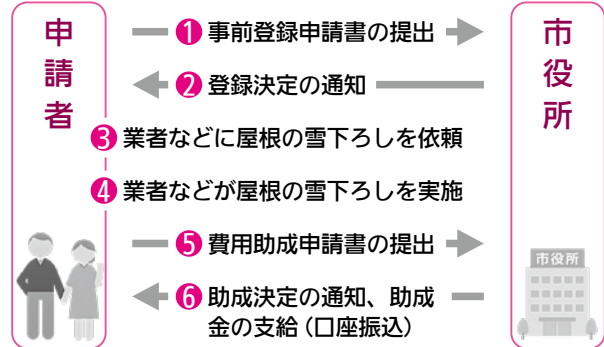
生活保護世帯/間口除雪の費用/個人のうち、親族が実施したもの/居住していない建物(空き家、店舗)/集合住宅(アパートなど)/車庫、物置のみ実施したもの/登録決定日以前に実施したもの

**豪雪のときは助成上限額や助成対象を拡充**  
(市が豪雪対策本部を設置した場合)

- ・上記①～③に該当する世帯の助成上限額を5万円に引上げ
  - ・上記①②に該当する市民税課税世帯も対象とし、豪雪対策本部設置後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1(上限額1シーズン25,000円)を助成
- ※事前登録が必要です。  
登録は豪雪対策本部の設置前から可能です。



**申請の流れ** ※毎年度、事前登録が必要です。



**事前登録 ①** に必要なもの

- ・事前登録申請書(市ホームページにも掲載)
- ・障害者手帳(お持ちのかた)
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

**費用助成申請 ⑤** に必要なもの

- ・助成申請書(②登録決定の通知時に郵送)
- ・申請者本人の口座情報が分かるもの(通帳の写しなど)
- ・雪下ろしを行う前と後の写真
- ・領収書などの写し
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

**申請窓口** ・駅前庁舎 4階福祉政策課  
・浪岡庁舎 1階浪岡振興部健康福祉課

**申請期間** 11月13日(月)～令和6年3月29日(金)  
※土・日、祝日、年末年始を除く

詳しくは、お問合せください。

問福祉政策課 (☎017-734-5313)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1134)

## 除雪ボランティア募集中!



ひとり暮らしの高齢者や障がい者などにとって、除排雪や屋根の雪下ろしは、とても困難な作業です。青森の冬をみんなで乗り越えるためには、地域の力が必要です。除雪ボランティアにチャレンジしてみませんか?

### ボランティアポイント制度 とは?

地域を支える新たな担い手の育成や確保のための制度で、対象事業のボランティア1時間につき1ポイントを進呈し、貯めたポイントを商品券やAOPASSポイント引換券と交換できます。高齢者世帯等の雪処理支援活動も対象となります。ボランティアの登録方法や募集地区など、詳しくは青森市ボランティアセンターまでお問合せください。

～ボランティアをしたい人と、募集したい人をつなぐ～

### 青森市ボランティアセンター

本町四丁目1-3 青森市社会福祉協議会内

☎017-723-1340

青森市ボランティアセンター

検索



🌐 <https://www.aomoricity-shakyo.or.jp/volunteer/>

掲載の内容は、10月19日時点の情報をもとに作成しています。イベントなどは中止・延期・変更となる場合がありますので、最新情報は、各お問合せ先にご確認ください。

## 浪岡地区 高齢者世帯等 冬期除雪サービス

自宅玄関から公道までの除雪を援助します（利用者負担：1時間200円）。  
 浪岡振興部健康福祉課  
 (☎0172-62-1134)

対象 65歳以上のかたのみの世帯（全員が当該年度の市民税非課税、浪岡地区に親族が居住していない）  
 申請窓口 浪岡庁舎  
 1階浪岡振興部健康福祉課  
 申請締切 12月28日（木）まで  
 必要なもの 代筆の場合は申請者の印鑑（認印）



## 青森地区 ボランティアによる 雪処理支援

間口除雪・屋根の雪下ろしの支援を行います。  
 青森市社会福祉協議会 (☎017-723-1340)  
 福祉政策課 (☎017-734-5313)

本支援は、ボランティアの申込み状況により対応できない場合があります。



要件	間口除雪 (福祉の雪対策事業)	屋根の雪下ろし (屋根の雪下ろし奉仕活動) ※積雪1mを超えた場合に実施
対象世帯 (いずれかに該当)	75歳以上のかたのみの世帯/身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯/要介護3~5認定のかたのみの世帯	65歳以上のかたのみの世帯/身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯/子どもが18歳未満の母子家庭
住居	一戸建て(借家可)	自己所有の一戸建て
収入	世帯全員が市民税非課税	低所得
親族	居住または隣接する町会に3親等以内の親族が居住していない	市内に親族が居住していない
相談先	居住の地区社会福祉協議会へ	地区担当の民生委員へ

毎年12月は、し尿のくみ取りが大変混み合います。早めにくみ取り業者へ申し込みましょう。  
 し尿のくみ取り業者は、12月29日(金)から令和6年1月3日(水)まで休業しますので、ご注意ください。  
 圏清掃管理課  
 (☎017-718-1179)  
 浪岡振興部市民課  
 (☎0172-62-1140)

**し尿のくみ取りは  
お早めに**

**ストーブの  
取扱い注意点**

- ・上方に洗濯物を干さない。
- ・周囲には、燃えやすいものを置かない。
- ・給油するときは、必ず消火する。
- ・カートリッジ式燃料タンクは、給油後キャップの締め付けを確実に行う。
- ・近くにスプレー缶を置かない。

圏消防本部予防課  
 (☎017-775-0853)

# 12月4日(月)から 冬タイヤに変わります

圏東部営業所 (☎017-726-5443)、西部営業所 (☎017-788-2326)  
 交通部管理課 (☎017-726-5453)

冬期間の利用客の増加や降雪などによる交通環境の変化に対応するため、冬タイヤで運行します。

**【主な改正内容】**

- ①青森駅西口駅前広場乗入れを継続します。
- ②岩渡線「つくしが丘病院前」停留所の乗降扱いをつくしが丘病院敷地内（病院入口）の停留所に変更します。（これまで使用していた道路上の停留所は廃止）

**新しいタイヤは次のとおりお知らせします**

- ・利用するバス停などの時刻表は、11月21日(火)から、東部・西部各営業所、青森駅前発売所、NTT青森支店前発売所のほか、市役所本庁舎、駅前庁舎、各市民センターなどに設置します。
- ※ポケット時刻表は、11月28日(火)から、東部・西部各営業所、乗車券各発売所で配布します。数に限りがあります。

時間が変わりますので、お間違いないようご注意ください！  
 各バス停の通過予定時刻の詳細は、11月21日(火)8:00から、こちらでも確認できます。



◀Web時刻表  
検索ページ

ポケット▶  
時刻表

